平成25年度分の内部通報の概要等

(1) 通報の状況

通報件数	左の通報件数のうち		備考
	受理件数	不受理件数	加持
3	2	1 (※)	※ 法令違反等についての記載がない
			ため不受理

(2)通報概要及び調査結果

亜和佩安及び調査和米			
通報概要	調査結果		
・訴訟事務に係る弁護士との	・確認的に行った弁護士との口頭による協議につ		
協議に関する文書を作成し	いて、文書が作成されていなかったとしても、		
ていないことは、岐阜県公	「軽微なものである場合を除き、文書を作成す		
文書規程に定める「文書作	るものとする。」と規定する岐阜県公文書規程		
成の原則」に違反する。	に抵触しない。		
・訴訟事務に係る費用につい	・何者かの着服を疑うような事実は存在し得ず、		
て、何者かによる着服の疑	組織的に不正な事実を隠ぺいしようとしてい		
いを、組織的に隠ぺいしよ	る事実も存在し得ない。		
うとしている。			
・山小屋衛生監視用務のため	・通報内容の事実が認められた。		
出張中、公務とは関係のな	(地方公務員法第 35 条「職務専念義務」違反、		
い箇所まで往復した。	及び岐阜県職員倫理規程第4条「利害関係者と		
・上記の同行者は、利害関係	の接触に当たっての禁止事項」違反)		
者に当たる。	←関係課において必要な処置を講じた		